

## 出産育児一時金の支給額とその支給方法が変わります。

平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、緊急の少子化対策の一環として、安心して出産できる環境を整備する観点から、被保険者および被扶養者が出産した場合に支給される出産育児一時金(本人・家族)の増額、およびその支給方法について直接支払制度が実施されます。

### ◎出産育児一時金の支給額が4万円増額され、42万円\*となります。

\*産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産、在胎週数 22 週未満の出産の場合は 39 万円です。

### ◎出産育児一時金の直接支払制度が実施されます。

被保険者等が出産費用を窓口でできるだけ現金で支払わなくて済むようにと、健康保険組合から支払機関を通して医療機関等に出産育児一時金を支払う直接支払制度が実施されます。

### 【直接支払制度の手続き】

- 入院に際して医療機関等に被保険者証を提示してください。被保険者資格喪失後 6 ヶ月以内の出産による出産育児一時金を受ける場合は、現在加入している健康保険の被保険者証に加えて元加入していた健康保険組合等の資格喪失証明書を提示してください。
- 事前に帝王切開等の高額な保険診療が必要であるとわかった場合は、健康保険組合に申請して「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関に提示してください。
- 被保険者が医療機関等との間に出産育児一時金の支給申請および受取に係る代理契約を結び合意文書を取り交わします。
- 出産育児一時金の支給額(42 万円\*)を限度として、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金の支給申請と受取を支払機関を通して健康保険組合に行います。
- 出産費用が 42 万円\*を超えた場合は、その差額を医療機関等の窓口で支払い精算します。
- 出産費用が 42 万円\*未満であった場合は、その差額を健康保険組合に請求してください。

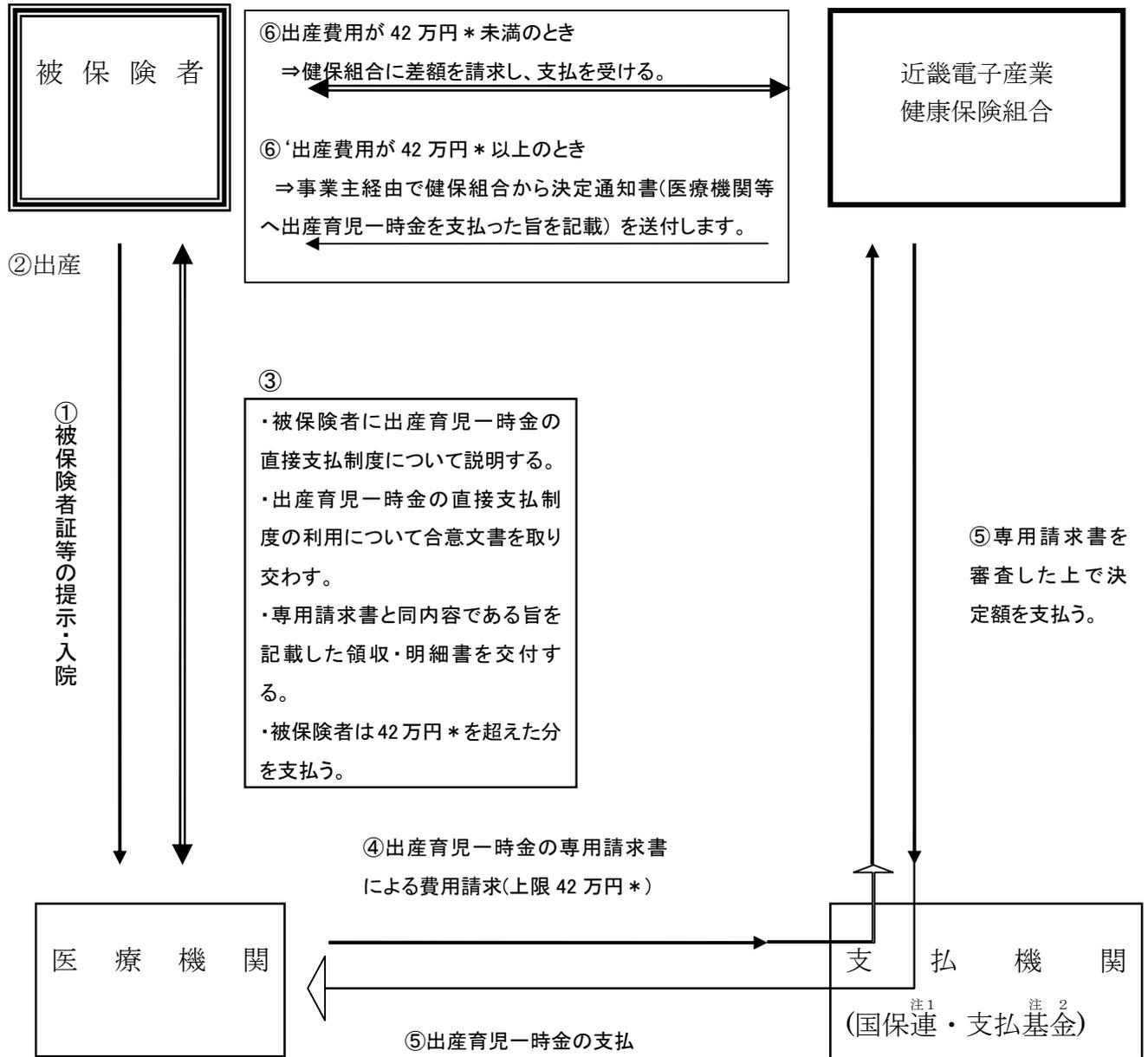
※直接支払制度を利用しない場合は、その旨を医療機関等に申し出てください。この場合は従来どおり出産費用の全額を医療機関等に支払った後、健康保険組合に出産育児一時金を請求してください。

※直接支払制度の実施により、受取代理制度は平成 21 年 9 月 30 日で廃止されます。

- ・9 月出産予定で受取代理の手続きをしたが、実際の出産が遅れて 10 月 1 日以降になった場合は、医療機関等で直接支払制度に切替えられることになります。
- ・10 月出産予定で直接支払制度の手続きをしたが、9 月に出産した場合は、受取代理の制度に切替えを行いますので、当健康保険組合にご連絡ください。

※海外で出産された場合は直接支払制度の対象になりません。

【直接支払制度の手続き等の流れ】



注 1) <sup>こくほれん</sup> 国保連…国民健康保険団体連合会 … 保険適用のない正常出産にかかる出産育児一時金の請求を取り扱う。

注 2) <sup>しほらいきききん</sup> 支払基金…社会保険診療報酬支払基金 … 保険適用がある異常出産にかかる出産育児一時金等の請求を取り扱う。